

平成 31 年度 第 1 回全国健康保険協会愛知支部評議会議事概要

日 時：令和元年 5 月 29 日（水）13：00～15：00

場 所：全国健康保険協会愛知支部 第一会議室

出席者：天木評議員、金原評議員、後藤（治彦）評議員、後藤（雅文）評議員
竹内評議員、田中評議員、早川評議員、山口評議員（議長）（五十音順）

事務局：芦田支部長、深沢企画総務部長、大森業務第一部長、柴田業務第二部長
長谷川企画総務グループ長、田中業務改革サービス推進グループ長
宮本保健グループ長、上四元レセプトグループ長、後藤業務第一グループ長
柴山業務第二グループ長、上廣業務第三グループ長、井上グループ長補佐
鈴木主任、吉田主任

1. 前回議事録の確認

- ・前回議事録について承認された。

2. 保険者機能強化に向けた予算体系の見直しについて

3. 平成 30 年度事業実施報告

【事業主代表】

- ・ジェネリック医薬品の利用促進について、消費者心理としてジェネリック医薬品に対する不安があり使用をためらうことも多い。著名な医師に「安全だ」と言ってもらうなどインパクトのある方法で不安解消を図ってはどうか。

【学識経験者】

- ・ジェネリック医薬品の使用割合について、利用促進の効果がでてきていると思う。ただし、ジェネリック医薬品を勧めない医師の方や、利用しない方には先発薬に比べ品質が劣るという意識が定着している。より具体的にジェネリック医薬品の品質に問題がないことを周知する必要があるのではないか。

（事務局）

- ・ジェネリック医薬品の使用について、医師からの具体的な説明が最も効果的だと思われるが、新薬に対し何十種類ものジェネリック医薬品がある中で、副作用等の情報提供が少ないとの意見もあり医師への働きかけに苦慮している。そこで平成 30 年度、調剤薬局における初回問診票にジェネリック医薬品を使用しない理由欄を設け、費用、副作用などの疑問点に応じて、薬剤師側から声かけ・説明していただく事業を展開した。一定の効果があったことで、全国展開を期待している。

【学識経験者】

- ・ 傷病手当金の支給額の伸び率が 7.7% 増えているが要因はなにか。

(事務局)

- ・ 平成 29 年度に比べて傷病手当金の件数、金額ともに増えているが、日本年金機構の適用拡大や健保組合の解散などにより適用事業所数や加入者が増加していることや、季節的疾患等も申請件数や支給額の増加につながっていると思われる。

【被保険者代表】

- ・ 傷病手当金の 1 件当たりの金額も上昇しているのではないか。

【学識経験者】

- ・ 傷病手当金の 1 件あたりの支給日数は何日か。

(事務局)

- ・ 傷病手当金は、同一疾病で最大 1 年 6 か月支給可能であるが、平成 29 年度の平均支給期間は約 5.5 か月である。傷病手当金受給の原因は、精神疾患に関する疾病が約 3 割と最も高く、支給日数が増加する傾向にある。

【学識経験者】

- ・ 傷病手当金における精神疾患について、適正かどうかの判断など精神科医も難しい問題だと思う。

【学識経験者】

- ・ 限度額適用認定証は、ポスター作成など加入者への周知が進んでいると感じる。傷病手当金については、加入者側、医師側も書き方がわからない方がいると思うが、周知方法についてどのようなことをしているのか。

(事務局)

- ・ 加入者への周知について、主に事業所の担当者である健康保険委員を通じて行っている。健康保険委員は約 14,000 人おり、定期的に事務手続きの講習会を開催、また日本年金機構で実施している研修会に出向いて、講師として説明するなど制度周知を図っている。医師側への周知については、愛知県医師会を通じて医師意見書の書き方を医師会広報に掲載していただくなどの周知を行っている。

【事業主代表】

- ・あん摩マッサージの現金給付の適正化とあるが、保険診療になる条件はあるのか。

(事務局)

- ・関節拘縮等の症状があり、医療上必要と認められているときに限り保険診療となる。医師の同意書が必要であるが、いわゆる形式だけの同意書になっていないか、適切に医師が判断しているのか等の調査確認を行い適正化に努めている。

【事業主代表】

- ・接骨院、鍼灸院など適正に利用すれば効果もあり費用も抑えられるなど消費者にとってありがたいと思うが、不正の温床となっている部分もあるのではないかと。

【学識経験者】

- ・柔道整復師の新規開業について、政府系金融機関では柔道整復師の資格があると融資を受けやすい。経済の活性化という側面もあるが、実態として供給過多の問題がある。

(事務局)

- ・加入者が増加する中、柔整療養費の請求件数や請求金額が減少しているのは、適正化に努めている成果と考えている。また、柔整施術所の違法看板調査を行い自治体に情報提供を行っている。

【学識経験者】

- ・データヘルスについて、最近の動向をみているとITと医療が大きなテーマになっている。今後の流れは、個人にデータを管理させて医療費削減という方向になるのではと思うが、日進月歩の世界であり、新しい知見も取り入れる姿勢が必要ではないか。

(事務局)

- ・データヘルス計画は、平成30年度から2期目となり、愛知支部においては新規の透析患者を減らすことを目標に実施しているが、ICTなどを活用した個人の管理には費用面の問題もある。そこで事業所単位で実施している健康宣言を積極的に推進している。愛知支部では約3,000社が健康宣言を実施しているが、全体の事業所数12万事業所と比較すると少ない状況であり、可能な限り増やしたいと考えている。一事業所ごとにアプローチするのは難しいため、運輸関係ではバス協会やトラック協会などの業界団体と協働で健康宣言を推進している。さらに効率的に推進するため、商工会議所や商工会連合会、中小企業団体中央会の会合等で説明させていただくなどぜひ協力をお願いしたい。

【被保険者代表】

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、現在わかっている情報があれば教えていただきたい。またマイナンバーカードの普及率は何%か。

(事務局)

- ・予定では、医療機関に受診したときのオンラインでの資格確認がメインになっており、協会けんぽの保険証は、2021年3月頃、記号と番号に加え2桁の番号を設定してマイナンバーと連携した資格確認を行う予定である。また、オンライン資格確認導入に向けた医療機関の体制を整備するための基金が今年の10月に創設される予定である。現在のマイナンバーの普及率は、13%弱と記憶している。

【学識経験者】

- ・傷病手当金における精神疾患の比率が約3割と増加している状況において、経営者の中には精神科医療に対する不信感が高まっている。重い疾患で困っている方もおり、すべて同様に考えることはできないが、精神医療の適正化を検討してみてもどうか。

【学識経験者】

- ・精神科領域でも病院や診療科に対するうわさや評判は存在するので、情報を集めて調査するなど検討は必要かと思う。一方で、傷病手当金は、精神疾患に限らず同一疾病では支給されないなど、医師側や事業所側でも制度を理解していない場合がある。適正に制度を活用するための普及をお願いしたい。

【学識経験者】

- ・法的手続きによる債権回収が平成29年度は153件、平成30年度は126件とのことだが、債権金額や回収に要した期間など法的手続きに踏み込む基準を設けているのか。

(事務局)

- ・法的手続きは、手順に沿った債権回収が困難な場合、原則債権金額が5万円以上の対象者に対して法的手続きを実施しているが、会社を辞めた後にその保険証を使用し治療を行ったという方が多く、退職後協会けんぽ加入の事業所に加入しない、加入してもすぐ辞めてしまうなど分割での納付が履行されない場合、その後の財産調査や差し押さえといった強制執行手続きが難しい場合がある。そこで、保険者間調整であれば効率的に回収ができるのではないかとということでシフトしている状況。今後も保険者間調整と法的手続きを効果的に運用し債権回収に努めたい。

4. その他

- ・平成 31 年 2 月 15 日に開催された中部ブロック評議会について事務局より説明。

特記事項

- ・傍聴者 1 名
- ・次回評議会は 2019 年 7 月 17 日（水）15 時開催